



しんじゅくコール

土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時

☎ 3209-9999

FAX 3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

12月3日
~9日

障害者週間

障害のある方もない方も
ともに支え合い安心して暮らすまち

問合せ 障害者福祉課福祉推進係 (本庁舎2階) ☎(5273)4516・FAX(3209)3441

障害のある方もない方も分け隔てなく活動できる共生社会の実現のためには、障害のある方の活動を制限している社会の中のさまざまな障壁(バリア)を取り除くことが重要です。

障害がある方が直面している「困っていること」を知り、私たちに何ができるか考えましょう。

障害のある方の行動を制限する4つのバリア

1

物理的バリア

段差のある歩道や高い位置に商品がある店舗など、移動や動作を行う際に困難を生じさせるバリア

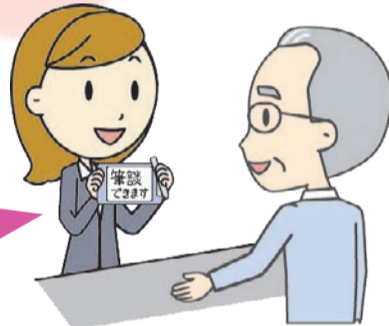


届かない位置の物を代わりに取ったり、通路に物を置かないこと等でバリアを解消できます。

2

文化・情報のバリア

情報の伝え方が不十分であるため、必要な情報が平等に得られないバリア



手話や筆談等の目で見て分かる方法や、点字・音声等を活用することでバリアを解消できます。

3

意識上のバリア

心ない言葉や偏見・差別、無関心など、障害のある方を受け入れないバリア



困っている人がいたら声をかけるなど、相手を理解しようと行動することでバリアを解消できます。

4

制度上のバリア

補助犬を連れての入店を拒否されるなど、社会のルール、制度によって平等な機会を与えられないバリア



補助犬と一緒に入店することを快く受け入れたり、ルールを変更することでバリアを解消できます。

●バリアを取り除くためには合理的配慮が必要です●

◎障害の種類や程度はさまざまです。障害がある方が困っているときに、周りの人や社会などがすべき無理のない配慮を合理的配慮といいます。障害のある方と話し合い、互いに理解し合いながら対応を検討することが重要です。

◎障害者差別解消法が改正され、事業者(※)による障害のある方への合理的配慮の提供が義務になります(令和6年4月1日施行)。

※事業者は個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。

障害者週間に
あわせて
開催

手づくりマーケットin新宿

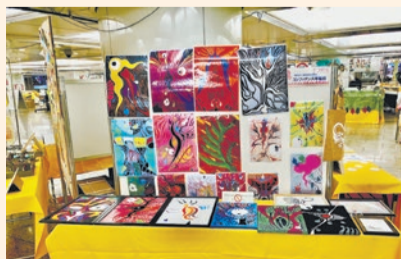
●障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展

日時 ▶12月5日(火)午前10時30分~午後7時・▶6日(水)午前10時30分~午後5時

会場 新宿駅西口広場イベントコーナー



イベントチラシ



昨年の手づくりマーケットin新宿の様子

障害者作品展

日時 12月7日(木)まで
会場 四谷地域センター1階ロビー

障害者理解啓発パネル展・障害者作品展

日時 12月8日(金)まで
会場 区役所本庁舎1階